News release

２０２０年3月２３日
日本ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
ガス料金および電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付（生活福祉資金貸付制度）の適用を受けたお客さまに対して、ガス料金、電気料金の特別措置を実施することとなりました。

特別措置による内容については、以下の通りです。

１．対象

当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出があった場合。

２．特別措置の内容

ガス料金および電気料金の支払期限の延長

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

２月※1、３月検針分のガス料金の支払期限※2を１か月間延長いたします。

②電気料金（電気を単独でご契約のお客さま）

２月※1、３月検針分の電気料金の支払期限※2を１か月間延長いたします。

※１　支払期限が３月２５日を過ぎたものに限ります。
※２　支払期限日　　ガス・電気両方をご契約のお客さま：ガスの検針日の翌日から５０日目
　　電気を単独でご契約のお客さま　　：請求日の翌日から３０日目

３．受付開始日

２０２０年3月２５日（水）

４．お申し出・お問合せ先

日本ガス株式会社　料金チーム
電話　０９９－２５０－５１１１（受付時間　８：００～２０：００）

以上